

第 94 回国連人権委員会 (10 月 13~31 日、ジュネーブ)

## 国際自由権規約 日本審査最終見解

アジア女性資料センター仮訳 (ジェンダー関連項目のみ)

原文は <http://www2.ohchr.org/english/bodies/hrc/hrcs94.htm>

11. 委員会は、女性にのみ課せられる離婚後 6 ヶ月間の再婚禁止や、男女で異なる婚姻可能年齢など、女性に差別的な民法の規定について、再度懸念を表明する。(第 2 条 1 項、第 3 条、第 23 条 4 項および第 26 条)

**加盟国は、離婚後の再婚禁止期間を撤廃し、婚姻年齢を男女同等とするよう、民法を改正すべきである。**

12. 委員会は、公職における女性代表を拡大するための数値目標にもかかわらず、国会における女性の議席が 18.2%、政府省庁における管理職に占める女性の割合が 1.7%に過ぎないこと、さらに、2008 年の女性の社会参加加速プログラムで設定された数値目標のいくつかは著しく控えめなものであることを、懸念をもって留意する。たとえば省庁の管理職に就く女性の数値目標は 2010 年までに 5%とされているにすぎない。(第 2 条 1 項、第 3 条、第 25 条および第 26 条)

**加盟国は、クォータ制などの特別措置を採用したり、女性代表拡大のための数値目標を見直すなどして、2005 年の第 2 次男女共同参画基本計画において定められた時間枠のなかで、国会、政府内の最高位および公務員職における男女の平等な代表を達成するための努力をいっそう強化すべきである。**

13. 委員会は、民間企業において女性が管理職に占める割合が 10%にすぎず、女性が平均して男性の 51%の賃金しか得ていないこと、女性労働者は非正規雇用の 70%を占めており、そのため有給休暇や母性保護、家族手当などのさまざまな福利厚生から排除され、不安定な雇用契約状況のためにセクシュアル・ハラスメントの被害を受けやすいこと、また、女性たちが家族生活を維持するためにパートタイムとしてはたらかざるを得ないとの報告を憂慮する。(第 2 条 1 項、第 3 条 および第 26 条)

**加盟国は、女性の正規雇用を促進し、男女間の賃金格差を是正するために、以下を含む措置をとるべきである。(a) すべての雇用主に対し、女性に機会均等を保障するための積極**

的措置をとるよう求めること、(b)長時間労働につながるあらゆる労働基準緩和を見直すこと、(c)女性と男性が労働と家族生活のバランスをとることができることを目的として、保育施設をさらに増やすこと、(d)改正パート法におけるパートタイム労働者の均等待遇の条件を緩和すること、(e)職場におけるセクシュアル・ハラスメントを犯罪化すること、(f)男女雇用機会均等法において禁止対象となる間接差別の形態を、世帯主であることやパート労働者、契約労働者であることを理由にした差別も含むよう拡大すること、(g)間接差別を防止するための効果的措置を採用すること。

14. 委員会は刑法 177 条における強姦の定義が男女間の事実上の性交のみを指しており、暴行に対する被害者の抵抗が要件とされていること、レイプその他の性犯罪が、被害者が 13 歳以下である場合を除き、被害者の告訴なしに起訴されないことを憂慮をもって留意する。委員会はまた、性暴力の加害者が公正な裁きを逃れたり軽い処罰しか受けないことがしばしばあること、裁判官が被害者の性的過去に不適切にこだわったり、暴行に対し抵抗した証拠の提示を被害者に求めること、改正監獄法および警察庁の性暴力被害者ガイドラインのモニタリングおよび実施が効果的でないこと、性暴力に関する専門的トレーニングを受けた医師や看護師が不足していること、また、そのようなトレーニングを提供する NGO への支援が不足しているとの報告を懸念する。(第 3 条、第 7 条および第 26 条)

締約国は、刑法 177 条における強姦の定義の範囲を広げ、近親姦、事実上の性交以外の形態の性暴力、および男性に対するレイプが深刻な犯罪としてあつかわれるよう確保すべきである。また、暴行に対して抵抗したことを証明するよう被害者に課せられている負担を取り除くこと、レイプその他の性暴力を職権により起訴すること。締約国はまた、裁判官、検察官、警察官および刑務官に対してジェンダーの視点にたった性暴力トレーニングを義務づけるべきである。

15. 委員会はドメスティック・バイオレンスの加害者に対する処罰が軽微であること、保護命令違反者は違反が繰り返された場合あるいは警告を無視した場合に限って逮捕されていることに懸念を表明する。また、被害者への長期的な支援が不足していること、外国籍被害者に対する滞在許可の遅延が結果的に彼女たちの安定的な雇用と社会保障の享受を妨げていることにも懸念を表明する。(第 3 条、第 7 条、第 26 条および第 2 条 3 項)

締約国は加害者に対する処罰策を再検討し、保護命令違反者を拘束し起訴すべきである。また被害者に対する補償額、および被害者がシングルマザーの場合には子の養育費を引き上げ、補償と養育支援に関して裁判所命令の実施を確保すべきである。また、長期的リハビリテーションのためのプログラムおよび施設を強化し、外国籍被害者を含む特別なニーズをもつ被害者に対する支援を充実させるべきである。

22. 委員会は、締約国が第二次世界大戦中の「慰安婦」問題に関する責任をいまだに認めないこと、加害者が起訴されていないこと、被害者への補償が公的資金ではなく民間の寄付によって賄われており不十分であること、「慰安婦」問題に言及した歴史教科書が少ないこと、一部の政治家やマス・メディアが被害者を貶めたり事実を否定し続けていることを憂慮をもって留意する。(第7条および第8条)

**締約国は法的責任を認め、多くの被害者に受容されその尊厳を回復するかたちで「慰安婦」問題に関して無条件に謝罪すべきである。また、生存している加害者を起訴し、すべてのサバイバーに対して、権利の問題としての補償を行うために法的および行政上の適切かつ迅速的な手段をとるべきである。生徒および公衆に対する教育を行い、被害者を貶めたり事実を否定する企てに反駁し制裁を加えるべきである。**

23. 委員会は締約国を目的地あるいは経由地とする人身売買被害者数に関する統計データが欠如していること、人身売買に関連する犯罪の加害者に懲役が科される場合が少ないこと、公設および民間シェルターに保護される被害者数が減少していること、通訳・医療・カウンセリング・不払い賃金や補償に関する法的支援・長期的リハビリを含む被害者への包括的支援が欠如していること、また、特別在留許可が加害者の逮捕に必要な期間のみ与えられ、すべての被害者には与えられていないことに懸念を表明する。(第8条)

**締約国は、人身売買被害者を特定する努力を強化し、目的地あるいは経由地とする人身売買に関するデータの体系的な収集を確保し、加害者処罰に関する政策を見直すべきである。また、被害者を保護する民間シェルターを支援し、通訳、医療、カウンセリング、不払い賃金や補償請求に関する法的支援、リハビリテーションのための長期的支援、すべての被害者の法的地位の安定を保障して、被害者への支援を強化すべきである。**

27. 委員会は、少年と少女につきそれぞれ 13 歳とされている性交同意年齢の低さについて懸念を表明する。(24条)

**締約国は、子どもの正常な発達を保護し児童虐待を防止することを目的として、少年および少女の性交同意最低年齢を現状の13歳から引き上げるべきである。**

28. 委員会は、国籍の取得、相続権、出生の登録における婚外子差別に関する懸念を再度表明する。(第2条1項、第24条および第26条)。

**締約国は、国籍法第3条、民法第900条4号、また出生届に「嫡出」か否かの記載が必要とす**

**る戸籍法第49条1項1を含め、婚外子を差別する法律の条項を撤廃すべきである。**

29. 委員会は、雇用、住宅供給、社会保障、健康、教育、その他法により定められた分野におけるレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーに対する差別に懸念を表明する。その例として、公営住宅法第23条1項が、婚姻しているまたは婚姻関係にない異性のカップルのみを対象としているため、婚姻していない同性カップルが公営住宅を借りられないこと、また、配偶者暴力防止法による保護が同性のパートナーによる暴力には及ばないことが挙げられる。（第2条1項および第26条）

**締約国は、規約第26条に関する委員会の解釈にもとづいて、性的指向に基づく差別を禁止される差別の項目に含むよう法改正を検討し、また、同居している婚姻関係にない同性カップルにも、同居している婚姻関係にない異性カップルと同等の福祉を保障すべきである。**